

国民健康保険における財政支援について

平成 28 年 12 月 22 日
国民健康保険制度の基盤強化に関する
国と地方の協議(国保基盤強化協議会)

- 国保への財政支援の拡充については、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を含めた社会保障の充実財源の中で、下記の通り対応する。
 - ① 平成 30 年度以降、国保改革（都道府県単位化）と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約 1,700 億円を確保
その際、平成 30 年度及び 31 年度においては財政安定化基金の一部を活用
 - ② 平成 29 年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約 300 億円及び上記①による活用も念頭に置いた約 500 億円を別途財政安定化基金の積立てとして措置
 - ③ 上記②による積立て分を除く財政安定化基金については、平成 29 年度はこれまでの積立て分と合わせて 1,700 億円規模を確保するとともに、平成 32 年度末までに速やかに必要な積み増しを行い、2,000 億円規模を確保
- 平成 30 年度の国保改革の施行に向け、国として必要な情報等を速やかに示しつつ、引き続き、地方との協議を進める。